

議事日程第3号

令和7年3月3日（月）

第1 市政一般に対する質問

進 藤 優 子

鈴 木 元 章

小 野 肇

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
10 番 進 藤 優 子	11 番 笹 川 圭 光	12 番 太 田 穰
13 番 三 浦 利 通	14 番 小 野 肇	15 番 田 井 博 之
16 番 小 松 穂 積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	沼 田 弘 史
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 任	菅 原 優 美

地方自治法第121条による出席者

市 長 菅 原 広 二	副 市 長 佐 藤 博
教 育 長 鈴 木 雅 彦	総 務 企 画 部 長 鈴 木 健

地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公	市 民 福 祉 部 長	田 村 力
観光文化スポーツ部長	杉 本 一 也	産 業 建 設 部 長	湊 智 志
建 設 技 監	佐 藤 透	企 業 局 長	畠 山 隆 之
企 画 政 策 課 長	高 桑 淳	総 務 課 長	平 塚 敦 子
財 政 課 長	天 野 秀 一	福 祉 課 長	北 嶋 三 世
生 活 環 境 課 長	岩 谷 一 徳	観 光 課 長	木 村 高 志
農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助	病 院 事 務 局 長	原 田 徹
会 計 管 理 者	湊 留美子	教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子
学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明	農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美
企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人	ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

日程第 1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

10 番進藤優子議員の発言を許します。10 番進藤議員

【10 番 進藤優子議員 登壇】

○10 番（進藤優子議員） 皆様、おはようございます。一般質問 2 日目、トップバッターで質問をさせていただきたいと思います。

傍聴席の皆様、朝早くから大変にお疲れさまでございます。

それでは、質問通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は大きく 3 項目について質問をさせていただきたいと思います。

1 項目め、防災・減災対策について。

1 月 17 日、観測史上初めて震度 7 を記録し、6,434 人の死者を出した阪神・淡路大震災から 30 年を迎えました。都市部を直下型の揺れが襲い、甚大な被害をもたらしました。犠牲者の 8 割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧死だったことは、耐震化の重要性や行政の初動対応などの課題を突きつけました。関連の法制度や仕組みが整備される契機となった防災対策の原点です。

昨年元旦の能登半島地震より 1 年 2 か月が経過いたしました。被災地では、9 月 20 日からの記録的豪雨にも見舞われました。1 年を経ても、なお、12 月 31 日時点では 230 人の方々が避難生活を強いられており、厳しい状況が続いています。

能登半島地震は、高齢化の進んだ半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生し、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られました。

石川県内の死者数 518 人のうち災害関連死者数が、2 月 12 日時点で 290 人に

上り、直接死を上回っています。助かった命を救うための方策が喫緊の課題となっています。

能登半島地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、今後の地震災害における応急対策・生活者支援対策に生かしていくことが重要です。

県では、能登半島地震を教訓として、男鹿半島地域で地震が発生した場合の対応を協議するため、「秋田県男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会」を設置し、本市も参画して検討が進められてきました。今年度中には報告書が取りまとめられ、具体的な防災・減災対応方針が決定されます。

市においては、これまで、生活関連物資の災害備蓄の強化、木造住宅の耐震化促進、秋田県解体工事事業協会との災害時の応援協定の締結、孤立可能性集落12地区への分散備蓄等に加え、昨年11月22日にはみちのくアラート2024、そして2月12日には五里合地区での冬季避難所開設訓練等、市独自で対応できる防災・減災対策に順次取り組んでいただいているところです。

大規模な自然災害は、以前は忘れた頃にやってくると言われていましたが、近年は、立て続けに想定外の自然災害が発生しています。

災害への備えを強化する半島防災の機運が高まっている今、ハード・ソフト両面の対策を強化し、災害に強い男鹿を築き、一人の犠牲者も出さないための半島防災に向けた取組が進んでいくことを期待するものです。

様々な課題がある中で、今回の当初予算では、自治体情報システム標準化・共通化事業、生活環境の整備、地域共生と福祉の増進等、半島防災関連の予算が措置されています。そこで質問です。

1点目として、これまでの県との協議も踏まえ、本市の半島防災や事前の備え、今後の対策の進め方について伺います。

2点目として、その上で、男鹿半島防災・減災に対する市長の思いをお聞かせください。

次に2項目め、男性の産後鬱について。

近年、共働きの世帯の増加に伴い、男性の育児参加が加速しています。2023年度には、男性の育休取得率が初の3割に達しました。こうした中、育児中の男性が産後鬱を発症する問題が顕在化しています。

国立成育医療研究センターが２０２０年に発表した調査では、１歳未満の子どもがいる夫婦のうち、メンタル不調のリスクがある割合は、父親１１パーセント、母親１０．８パーセントと、ほぼ同じで、１０人に１人が産後鬱になる恐れがあることが分かりました。母子への支援だけでなく、母子を支える父親を、どうケアするかが課題となっています。

気分の落ち込みや極度の疲労感、睡眠障害など、出産後、メンタルに不調を来す産後鬱を発症する原因は、育児への不安や家族関係の変化など様々です。これらの原因は男女で共通していますが、男性の場合は仕事との両立で体調を崩しやすくなるようです。真面目で優しく、妻を大事にする思いが強い男性は、より注意が必要です。仕事も育児も頑張りすぎて追い込まれ、心身共に限界を超えてしまう事例も聞きます。

発症しやすい時期は、母親の場合、初産婦では出産後２週間から１か月にピークが来ますが、父親は産後数か月以降が多いと言います。産後、時間がたって周囲のサポートがどんどん減る一方、離乳食の用意や夜中のミルク対応など、父親でもできる育児が増え、負担が集中するためだと考えられます。

産前産後は夫婦共に大変で、具合が悪くなりやすい時期だと事前に知っておいた上で、仕事の調整など生活の在り方を見直しておくことも重要です。

メンタルが不調になった場合は、一人で抱え込まずに、早めに友人や家族、かかりつけ医や保健師、職場の産業医などに相談することが大切です。

子どもへの接し方や妻へのケア、職場復帰への不安などの悩みを抱えている産後の父親への支援は、ほぼ皆無であり、子育て中の父親を支援する仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

こども家庭庁の研究班が２０２３年に行った調査では、全国の自治体で父親を主な対象とする育児の支援事業を行っているのは、回答があった６１３自治体のうち、およそ１０パーセントにとどまっています。

こうした状況を受けて、国の研究班は、自治体による父親支援の拡充を目指して、日本初となる自治体の保健師や助産師など子育て支援に関わる職員向けに父親への具体的な支援方法をまとめたマニュアルを作成し、２０２５年１月３０日に公開しました。父親支援が多くの自治体・地域に広まることを目指して作成されたものです。今後は自治体の意見なども取り入れて、随時更新していくこととしています。

父親が気軽に相談できるような機会を増やすため、母親を支える既存の様々な支援・サービスに、父親支援を上乗せするような形も有効ではないかと考えます。

子育ては本来、楽しいものです。大変な側面もありますが、だからこそ我が子が成長する姿に感動が生まれます。夫婦共に子育ての喜びを心から実感できるよう、社会全体で支援を進めていくことが大切ではないでしょうか。

全ての子育て世帯が健やかに育児をできるよう、今後、母子だけではなく、父親にも焦点を当てた産後ケア事業・産後鬱支援の実施が必要と考えます。産後鬱に関する知識の社会全体への周知や相談体制の整備、職場での理解促進、予防と治療の充実に取り組んでいくべきと考え、以下質問いたします。

質問の1点目は、男性の産後鬱の現状と課題について。

2点目は、父親にも焦点を当てた産後ケア事業・産後鬱支援の実施について。

2点についてお伺いします。

3項目めは、感染症予防について。

令和3年の総務省統計局の調査によると、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98パーセントが65歳以上の高齢者であるとの数字が示されています。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、肺炎に対する対策は、より一層重要になってくるものと考えます。

肺炎を起こす原因として最も多いのが細菌やウイルスなどの病原微生物感染ですが、その中でも一番多いのが肺炎球菌と言われています。

国をはじめ地方公共団体では、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、65歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンがスタートし、接種費用の一部が公費助成されています。

R S ウイルス感染症（呼吸器合胞体ウイルス）は、R S ウイルスに感染することによって、新生児から高齢者まで全ての年齢で感染する風邪症状を伴う呼吸器感染症で5類感染症に指定されています。生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。

毎年12万から14万人の乳幼児が感染し、そのうち3万人は入院が必要な状態になります。2歳になるまでに乳幼児のほぼ100パーセントがR S ウイルスに感染します。特に生後6か月までの赤ちゃんは重症になりやすく、肺炎、無呼吸、急性脳症

なども引き起こします。

高齢者や慢性の基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方は、R S ウイルス感染症の重症化リスクが高く、肺炎、入院、死亡などの重篤な転帰につながる可能性があります。

また、R S ウイルス感染症は、喘息、慢性閉塞性肺疾患（C O P D）、心疾患などの基礎疾患の増悪の原因となることもあります。

慢性呼吸器疾患など基礎疾患のある高齢者についても、症状が重くなり、肺炎を引き起こすこともあることが報告されています。

国内では毎年70万人のR S ウイルス感染者が出ており、R S ウイルス感染症で入院する60歳以上の方は、1年間に約6万3,000人、うち約4,500人が死亡していると言われています。

このR S ウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクは、インフルエンザと同等もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはR S ウイルスのほうが高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。

また、R S ウイルスは、飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など抵抗力の落ちた高齢者が多く閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高まります。

平成30年、高知県で発生した介護療養型老人保健施設でのR S ウイルス集団感染では31人が感染し、そのうち4人が亡くなるという事例もありました。

これまでは、有効なワクチンも治療薬もないため、P C R検査でウイルスの検出が行われない限りは原因が判明しないこともあり、あまり知られていないというのが現状ですが、肺炎に至る原因感染症としては、見逃されてきたウイルス感染症といっても過言ではありません。

そこで、本市における肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌とともにR S ウイルス感染症についても、周知と感染予防への注意喚起を行ってはどうかと考えます。

厚生労働省は、R S ウイルスワクチンを医療ニーズと疾病負荷から開発優先度の高いワクチンとして位置づけ、内閣官房のワクチン開発生産体制強化戦略でも重点感染症として、開発を支援すべきワクチンとして位置づけています。

こうした背景を受けて開発承認され、2023年9月に、日本で60歳以上の成人に対するワクチンの製造・販売が承認。2024年1月から高齢者向けRSウイルスワクチンが発売され、2024年5月からはRSウイルス母子免疫ワクチンが発売されました。RSウイルスワクチンは、治療法のないRSウイルス感染症に対抗する唯一の予防法と言えます。

しかしながら、60歳以上のRSウイルスワクチンは2万円以上、妊婦にも適用があるRSウイルス母子免疫ワクチンは3万円以上と、大変高額です。現段階では任意接種のワクチンとなるため接種費用は全額自己負担になります。

肺炎球菌ワクチン、新型コロナワクチン、インフルエンザワクチンと同じように、高齢者の皆様の健康を守り、そして、妊婦さんとおなかの赤ちゃんをRSウイルスから守るため、ワクチン接種に対する助成が必要と考えます。以上のような観点から以下質問いたします。

1点目、本市の高齢者の肺炎による死亡の現状について。

2点目、RSウイルス感染症の周知と感染予防への注意喚起について。

3点目、高齢者と妊婦向けRSウイルスワクチン予防接種費用の助成について。

3点について伺いして質問といたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、防災・減災対策についてであります。

本市では、能登半島地震を教訓に、孤立する恐れのある本市西側の12地区に対し、備蓄物資を新たに配備することとしたほか、上下水道等のライフラインが遮断されることを想定した電動簡易トイレや女性用下着、停電への対応としてポータブル電源やソーラーパネル等を準備し、避難所の生活環境改善に取り組んでおります。

これに加え、新年度においては、さきに議員から提案のありました大型トイレカーをはじめキッチン資機材、段ボールベットなど、避難所のトイレ・キッチン・ベッドのいわゆる「TKB」の環境整備に力を入れるとともに、孤立地区への備蓄品として、浄水器や防災用かまどセット、カセットコンロ、防災用テント等を倉庫と一緒に

専用配備するほか、災害時の新たな情報伝達手段として衛星無線機やスターリンクを導入し、防災力の強化を図ってまいります。

また、いざというときに訓練以上の行動はできないと言われておりますので、今年度は海上保安部の巡視船を活用した人員・物資の輸送訓練、陸上自衛隊のヘリコプターによる被災者の輸送訓練、先月１２日には、本市で初めてとなる寒冷条件下を想定した冬季の避難所開設訓練など、様々な場面を想定した訓練を積み重ねているところであります。

さらに来年度は、内閣府で初めて実施する孤立化対策訓練や日本赤十字社との合同災害救護訓練などを計画しており、実のあるものにしてまいりたいと考えております。

今後、「秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議」の報告を踏まえ、順次、地域防災計画に反映させるとともに、引き続き、県や関係機関、近隣自治体との連携を強化し、防災・減災対策を加速してまいります。

次に、防災・減災に対する私の思いであります。

本市も一昨年の７月、記録的な大雨により、比詰川の氾濫や茶臼峠ののり面崩壊による大規模な断水など、市内各地で大きな被害が発生したことは、皆さんも記憶に新しいと思います。あのときの懸命に対応したことを思い出すたびに、あれが能登半島地震クラスの災害であったらどう対応するか、常に頭から離れないでおります。

能登半島地震から１年以上が経過しましたが、９月には豪雨による二重災害に見舞われたこともあり、今なお避難所生活を強いられている方々も多く、インフラの整備はもちろん、地域産業やなりわいの復興も道半ばの状況にあります。

一たび能登半島のような災害が起これば、本市においても同じような状況に陥る可能性も十分にあるということを肝に銘じ、本市の半島防災の強化に取り組んでまいります。

防災・減災は、ここまでやれば大丈夫というものではありません。いかなる災害にあっても「犠牲者ゼロ」を目指し、公助はもちろん、一人一人が自ら考え行動する自助、さらには、地域コミュニティーにおける共助の取組を強化しながら、災害に強い安全なまちづくりを、市民の皆様と一緒に進めてまいります。

御質問の第２点は、男性の産後鬱についてであります。

産後鬱は、これまで「育児をする母親に起こる精神的不調」という、女性だけの問題との認識が一般的でしたが、男性の育児参加が進み、男性にも生じることが明らかになってきました。

父親となることへの責任感や将来への経済的不安、ワークライフバランスの悩み、夫婦関係の変化などから精神的な不調を来す、いわゆるパタニティーブルーなど、10人に1人が産後1年以内にメンタルヘルスの不調のリスクがあると言われており、そのサポートの必要性が指摘されています。

男性の産後鬱の発症について、具体的な数値の把握は難しいものがありますが、本市においても妊娠期に開催している両親学級や乳幼児健診等への男性の参加状況を見ますと、今後増加する可能性もあると考えております。

課題としては、女性に比べて産後鬱を予防する情報に触れる機会が少なく、また、男性の産後鬱については社会的な認識も不足していることから、保健分野における支援のみならず、男性の育児休業取得の推奨や就労時間の調整、声かけや見守りなど、企業による就労環境のサポートや社会全体での支援体制の整備が不可欠であると考えます。

残念ながら国が実施する産後ケア事業は、対象を母子に限定しており、父親は含まれておりませんが、本市では、妊娠期に行う両親学級や乳幼児健診、子育て支援センターが開催する子育て広場等において、男性が育児期のメンタルヘルスや子育てについて学び、支援を受けられる体制を整えているほか、保健師、助産師等が面談や家庭訪問等を行い、必要に応じて医療機関とも連携し、家族全体のサポートに努めております。

今後、男性の育児参加をめぐる制度や環境整備が進むにつれ、産後ケア事業の対象が男性にも拡充されてくると思われますので、国の動きを注視してまいります。

御質問の第3点は、感染症予防について、まず、本市の高齢者の肺炎による死亡の現状についてであります。

本市の肺炎死亡数は、令和3年が26名、令和4年が36名で、両年とも死因の第5位に位置しております。県全体の肺炎死亡数は、令和3年が820名で、死亡率で見ると全国第6位、令和4年が796名で死亡率は第9位となっております。また、65歳を超えると肺炎による死亡率が急激に上昇し、国の統計によると肺炎の死亡者

の約 98 パーセントが 65 歳以上の高齢者であることから、肺炎の予防は高齢者の命を守る上で極めて重要であると認識しております。

治療薬の開発と医療機器の向上により、肺炎による死亡率は、一時減少していましたが、高齢化の進行や新型コロナウイルスなど感染症の流行とともに、ここ数年は、本市・本県ともに横ばいから微増傾向にあります。

肺炎の原因の多くは、ウイルスや細菌が肺に感染することで発症しますが、高齢者にあつては、加齢に伴い免疫機能が低下しているため、肺炎にかかりやすく、慢性の基礎疾患を持っていることが多いため重症化しやすいという特徴があります。また、熱や痰など肺炎特有の症状がなく、重症化するまで気づかない場合もあり、医療が進化したとはいえ、高齢者にとって肺炎は非常に怖い病気であります。

このため、本市では、肺炎球菌をはじめインフルエンザ、新型コロナウイルスなどの予防接種に対し助成策を講じながら、肺炎の発症と重症化の予防に取り組んでおります。

次に、RSウイルス感染症の周知と感染予防への注意喚起についてです。

RSウイルスは、接触感染と飛沫感染で広がる呼吸器系の感染症で、乳幼児に多くかかる病気として知られておりますが、高齢者も感染し、肺炎など重症化するケースもあります。

高齢者が感染した場合、乳幼児と違い、確定診断することが難しく、たとえ感染していても一般的な「肺炎」としか診断されないケースがほとんどで、認知度が低いと言われております。

感染症は、年間を通して、ウイルス・細菌などの病原体によって様々な感染経路で発症します。病原体の中には、新型コロナやインフルエンザのように感染力の強いもの、重症化するものもありますので、RSウイルスを含め、今後、感染症全般についてホームページ等での周知を強化してまいります。

また、感染予防への注意喚起については、県感染情報センターのホームページで、常時、発生状況を確認しながら、乳幼児にあつては、健診時に注意を促したり、保育園への情報提供を徹底するほか、手洗い・うがい、手指のアルコール消毒等の基本的な感染症対策の励行について助言してまいります。

高齢者にあつては、保健師等が中心となって、高齢者施設の職員を対象に感染予防

の講話や手洗いチェッカーを活用した手指衛生トレーニングを実施してまいります。

引き続き、RSウイルスを含めた感染症全般の予防対策とクラスターの発生防止について、あらゆる機会を活用し注意喚起してまいります。

次に、高齢者と妊婦向けRSウイルスワクチンの予防接種についてであります。

令和5年9月に、60歳以上の方に対するワクチンが薬事承認され、今後、高齢者への接種機会も徐々に増えていくものと見ておりますが、現時点では、市内の医療機関や市への具体的な問合せもなく、今後の推移を見守ってまいります。

また、妊婦向けRSウイルスワクチンについても、令和6年1月に国で承認されております。

県内において接種できる医療機関はまだ限られておりますが、ワクチンによる子どもへの感染予防効果を考えますと、今後、取扱い医療機関の拡大が見込まれます。

最近、市内医療機関への問合せも散見されますので、今後、国や他市町村の動向等も注視し、接種費用の助成について検討してまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。10番進藤議員

○10番（進藤優子議員） ありがとうございます。では少し質問させていただきたいと思います。

防災・減災対策について、2月26日ですか、県のほうで防災・減災、これまで協議してきたことの素案が示されたということがございました。この後、成案となつてというか、様々実施計画等に位置づけられていくものだと思います。

市のほうでは、まずでき得るものは、この協議が進む中で一つ一つ対策を取っていただいているなということは非常に感じているところです。先月の広報おがですか、「備える」ということが2ページにわたって載っておりました。また、今月の広報にも、「災害が起こったらあなたはどのように避難しますか」ということで、すばらしい、皆さんがぜひ活用していただければ、大きな力になっていくのではないかなと思うような、「私のひなん計画を作りましょう」とか様々ありまして、これ非常に皆さんに活用していただくことで進んでいくものだと思いますけど、これにすぐに書き込んで自分のものとしていくというのは、やはりなかなか一人では難しいのかなということも感じているところです。地域の方々が、それこそ自主防災組織とかそういつ

た中でもこういったものを活用しながら、自分はいざというときどうするのだということ、一人一人顔を合わせる中で進めていくことによって自らの命は自分で守るということにつながっていくものだと思いますけれども、やはりそれ、一人で活用してくださいということも非常に難しさを感じているところですが、こういったことも自主防災組織のほうに諮っていくとか、活用しながらの訓練であったりとか様々なもの、いろいろな機会、このためだけにではなくて、集まったときにお話をいただくとか、そうして進めていくことも必要ではないかなと思いますけれども、これ、活用していただきたいという思いで作っていただいたものだと思いますけれども、こういった形で推進していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

2月14日には災害対策基本法が改正されて、災害関連法に福祉の視点が初めて明記されるというようなことがございました。また、避難所運営指針が改定されて、様々、スフィア基準を踏まえた20人に1基のトイレ、1.35平方メートルの居住スペースといった数値などが明確に示されたような感じになります。

現状、市でも携帯用トイレであったりとか様々、トイレカーも今後ね、整備をしていただけるということですが、進めてきていただいています、このスフィア基準に基づいて各地の防災計画というものを考えたときに、今後見直しになっていくものとは思いますが、現段階でこのスフィア基準というものに対してこういった形で今後とか、進めていかれるのかなということをお伺いしたいと思います。

で、五里合地区で初めての冬の防災訓練ということで、非常に住民の皆様がテントを張っていただいたりとかしている中で、やっぱり自分がやったことでないと、いざというときはできないなということも思いました。婦人会の方でしょうか、豚汁を作っていただいておりますけれども、やってみたことが非常に何か次につながるような前向きなお話もいただいたということもお伺いしました。

そうした中で、地域、地域、毎年その防災訓練というのはやっていただいております。各地域ごとにやっていただいておりますけれども、そのときに炊き出しとか、前は自衛隊が中心だったかなって思うんですが、炊き出しとかいろんなことをやっていただくことによって、いざというときの炊き出しというものだったりとか様々な力というのが発揮できるのかなと思いますけれども、年に1回の訓練だとすれば、非常に次の次、一回りして次、また自分の地域に来るというのには、相当数時間

がかかるなということも感じております。地域で集まる時とか、そういったときを活用しながらというんでしょうか、そういった形で進めていくことも必要ではないかなというふうに考えるわけですが、そこら辺についての考え方ももう一度お聞かせいただけたらと思います。

父親の産後鬱についてですけれども、まず男性が支援を受けられる体制を市では整えているということが先ほど市長のほうから答弁がございました。産後ケア事業の対象者が男性にも拡充されてくる、それは国の動向を注視していくということでしたけれども、男鹿市にあっては年間生まれる方が50人を割っているというこの現状の中で、お母さんであれ、お父さんであれ、顔の見える接し方というのはできているものなんだろうなということは推測されるわけですが、健診であったりとかにも参加される父親の方が増えてきている、今、お二人いらっしゃる方が増えているということは重々承知はしているわけですが、体調の悪い部分を、なかなかやっぱり気づくということが非常に難しいって、本人もそうですけれども、難しい部分もあるのかなと思います。これまでの産後ケアだったり、産後の状況というのは、母親、子どもを中心としたものでやっぱり動いてきたということがございます。今、ここで顕在化してきたということもあるんですけれども、市ではこの受けられる体制を整えているということでしたけど、これまでそういった方がいらっしゃったのかなということがちょっと危惧されるわけですが、こうした方がいたときに、お母さんと同じような対応を、国も進めていくっていうことで進んでいったときではなくて、市独自というかね、産後ケアっていったお母さんと子どもが泊まれるような形とかもあるわけですよね、一時、心の療養をしていただくというような形もあるわけですが、そういった中で生まれる子どもさんが少ない中で、父親にも国がやるから市もやりますということではなくて、日本一の子育てをうたっている男鹿市ですから、ぜひとも先駆的な取組として、そういったことに力を入れていただきたいなということも思うわけですが、そこら辺についてももう一度お聞かせいただけたらと思います。

R S ウイルスワクチンですけれども、ワクチンが開発されて、承認されて、日がそんなにたっていないということもございますけれども、いずれ肺炎で亡くなる方がたくさんいらっしゃる。そうした中で、まずこのR S ウイルス特定というのは、なか

なか検査がやはりしづらい、先ほどもありましたけれども、RSウイルスの感染による肺炎で亡くなるということが、そこに病名としてRSウイルス感染の肺炎ということにはならないわけですが、先駆的なところでは、非常に高価なワクチンです。まだ秋田県内では接種ができる医療機関が少ないということも先ほどございましたけれども、高価な2万円台、3万円台というか、2万5,000円とか2万8,000円とか、医療機関によっては様々値段の設定がございます。妊婦さんに対しては3万5,000円とか8,000円とか様々値段を調べたらございました。そういった意味で、肺炎になって重症化すると、結局、医療費が高くなる、かかるという、掛かり増しになるということを考えたときに、確かに高いワクチンですが、こうしたものもいち早く手を挙げて助成をしている自治体もございます。まだ本当に何件かの自治体に限られていますけれども、また、来年度から始めるところも出てくるというようなこともございますので、ぜひその医療費の抑制のためにも、接種医療機関が限られているというそこら辺も多くなってきたらできるのかなという感じもするわけですが、ぜひともこれも前向きにね、考えていただきたいなと思いますけれども、もう一度御所見をお伺いします。

○議長（小松穂積） 八端地域づくり推進監兼防災監

【地域づくり推進監兼防災監 八端隆公 登壇】

○地域づくり推進監兼防災監（八端隆公） そうすれば、私のほうから防災・減災対策についてお答えさせていただきます。

まず、広報の2月号、それから3月号に載った部分についてですが、2月号に載ったところは、能登半島地震が過ぎて1年がたったというところで、いろいろな部分で意識が薄れていくといいますか、そういうところについてもう一度備えをしていただきたいというところで広報に載せさせていただきました。

そこら辺の活用方法とか、例えば家庭での備蓄の仕方とか、そういうところにつきましては、やっぱり自主防災組織を通して意識の向上を図っていかなければいけないというふうに思っておりますし、我々3日間というような話もしているわけですが、ただ、全て最初に逃げるときに3日間分持っていかなければいけないかという、そういうことでもないです。それで、最初はやっぱり軽い、リュックに入れられるような物を入れて行っていただいて、それが落ち着いたら、もし自宅が無事であれば、ま

た自宅に戻ってそういう食料を取りに行っていただくという方法もありますので、そういう部分についてやっぱり自主防災組織を通して啓発していかなければいけないというふうに思っております。

それから、スフィア基準の部分でございますが、今回、先月、五里合で行った避難所開設の訓練ですけれども、隣のテントとのスペース的なもの、あれはスフィア基準にのっとったものを設置しております。ただ、実際、ああいうふうに張りますと、意外と小さい体育館ですと、比較的やっぱり場所が取られるというところもありまして、やっぱりそういう部分についてこの後検討をしていかなければいけないというふうにも考えておりますし、26日に開かれた県の検討委員会のほうでも、その避難所の中でスフィア基準をどう生かしていくかというところも検討課題ということで挙がっているところであります。

それから、訓練以上のことはできないというところの部分でございますが、これは議員おっしゃられるとおり、やっぱりふだんやったことがないものは当然できないわけですので、やっぱり炊き出しとかそういう部分も、年1回ではなくて、できればうちのほう、危機管理課のほうでは地域から要請があれば防災講習等もしておりますので、そこら辺の活動をもうちよつと活発にしながら、そういういろいろな炊き出し訓練等をやっていきたいと思っております。今、岩手の大船渡のほうで火災で避難所に入りまして、その映像等を見ますと、やっぱり住民の方がいろいろな炊き出しの物を配ったりとかそういうことをしておりますので、やっぱりそこら辺はかなり重要な部分だというふうに思っておりますし、いろいろな備品等、市役所で用意する分というのはしていくんですけれども、やっぱりそれをどう生かしていったら、どうやっていくかなれば、やっぱり自助、共助という部分に関わってくると思いますので、その部分について今後力を入れていければというふうにも考えているところであります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 御質問にお答えいたします。

初めに、今月の広報に掲載させていただきました「私のひなん計画」ということで、こちらのほうは福祉の観点から、今年度から一人で避難できない要支援の方をど

うしょうかというか、そういった観点で今年度から取り組んでいる事業でございます。今年度、まずは約130人ほどの計画策定に至りましたけれども、なかなかこれを市全体に広げるという部分では、まだまだ時間かかるんですけれども、今年度は地域に出向いてワークショップを開いて、防災の在り方の講演と、実際の避難計画の作り方とか、あと実際にちょっと歩いてみるという、そういったワークショップ、今年度3回実施しました。その中で民生委員さんとか地域の方々とか集まっていいただいて、そういったところで周知なり啓発につながっているものと考えております。

それで、新年度に関しては、このワークショップなりこの作成を、市の社協のほうにも委託して、この加速化というか、そういったことを考えてございます。

また、市のほうでも地域の小さな町内会単位でも、そういったところに出向いて、避難計画の作成の仕方とかそういったものをちょっと、まあ講習と言えればあれですけれども、そういった集まりに出向いて説明なりそういったこともやっていきたいと考えております。

いずれこれ、やっぱり地域で、みんなで考えていかないといけない、そういった問題ですので、まず地道な作業もありますけれども、そういったことで取り組んでまいりたいと思います。

2点目が、男性の産後鬱ということで、男性の育児参加ということで、昔イクメンとか男性の休暇を取りましょうとか、一生懸命推奨なり推進なりしていたんですけれども、実際その後の男性の方がどういった精神というか、いろんなそういったところのフォローはなかなかできていなかったのかなと、国も含めてですけれども、そういった印象がございます。

それで、市としては、様々、男性の方、産前の子育ての研修なりそういうのに出させていただいておりますので、そういった部分でいろいろお話する機会も増えてきておりますので、やはりそういったお話する機会の中で体調の不調なりそういった部分までお話できればいいんですけれども、そういった中で話しながらということでやっていくしかないのかなと思っております。

いずれ国のほうも今後いろいろ出てくるかと思っておりますけれども、その国の施策なりを待たずに、市としてもどういったことができるかというか、どういった対応が可能か、そういった部分も様々研究というか、情報を得ながらいろいろ考えていければと

思っております。

3点目がRSウイルスのワクチン、こちらのほう、肺炎予防なり重症化の予防ということで、感染症の予防に力を入れていかなければいけないということで、このRSウイルス、高価なワクチンということと、また、県内で実施している医療機関がまだまだ少ないという、そういった実態もありますけれども、いずれこちらのほうも、そういった状況を見ながら、予防ワクチン接種、情報をいろいろ周知しながら、そういった気運が出てくれば、ワクチンの補助なりそういったものも考えていければと思っておりますけど、現時点ではちょっとまだまだ状況のほうを見ながらという、そういった感じでございます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。10番進藤議員

○10番（進藤優子議員） 防災の計画等については、今後、出向いていった形で地域で行っていただくというような答弁がございました。まず、一堂に会してというのはなかなかやはり難しいものがあると思いますので、小さい単位で、自分のものにできるような形で開催していただくのが一番いいのかなというふうに思いますので、そこら辺は推進をしていっていただくことはありがたいなと思っております。

まず、災害が起きて、12集落の孤立が考えられるということで、孤立可能性集落への対応等も今、分散備蓄とかいろいろ進めていただいておりますけども、孤立してしまった場合、必ずしも市の職員が駆けつけて避難所を開設するというに至らない場合も想定されますので、そうしたときにまずはやはり町内会長さんが中心になれるのか、様々その小さい単位というか自治会とかの中心者という方々に、そこら辺を全部お任せしないといけないというふうなことも想定されますので、今後様々なそのスターリンクを活用した衛星通信ですか、そういったもの等も配備していくような計画ということですが、最新の物があっても使えないと何も機能を果たさないということもございますので、どうか連携を取りながら様々なこと、災害が起こらないにこしたことはないですけども、様々なことを想定しながら進めていただければなというふうに思います。

また、コミュニティーが様々中心になっていくって、今、地域のコミュニティーが人材不足であつたりとか急激に地域のコミュニティーの崩壊だとかね、そんなこ

とも叫ばれている中ですので、こうした防災とか災害を地域づくりの推進力にしていただけるような形で進めていただけたらなというふうに思います。

質問は以上でございます。

○議長（小松穂積） 答えいいかな。推進力の部分。

○10番（進藤優子議員） いいです。

○議長（小松穂積） 10番進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、3番鈴木元章議員の発言を許します。3番鈴木議員

【3番 鈴木元章議員 登壇】

○3番（鈴木元章議員） 皆様、お疲れさまです。市民クラブ所属の鈴木元章です。

本日は、お忙しい中、議会傍聴にお越しくくださった皆様、日頃より市政に関心を持っていただき誠にありがとうございます。

令和7年の新しい年を迎え、早いもので3か月になりますが、本市の様々な行事、イベント等も順調に開催されております。その中でも私が印象に残っているものが2月7日から開催されたなまはげ柴灯まつりに合わせた男鹿南中学校生徒によるハブアゴー広場と道の駅オガーレ、そして、テノハ男鹿を会場に行われたオリジナルのイベントです。

駅前広場の特設会場には、外国人観光客を含め大勢の人たちが訪れ、生徒たちが男鹿の魅力をアピールしたり地元の菓子製造業者と協力して作ったお菓子の新商品販売や商品化を目指したプレゼンテーションを見て、私は生徒たちのナマハゲ文化に対する考え方や男鹿を元気にしようとするその姿を見て、ああ男鹿の将来を担う人材育成がしっかりと進められていることに感動いたしました。そして、このような催し物、発表の場を、もっと多くの市民に知ってもらえる機会をつくってほしいと思います。菅原市長、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今回は大きく3点について質問いたします。

1点目の質問は、松くい虫（マツ材線虫病）対策について伺います。

本県最大の森林病虫害被害となっている松くい虫被害から重要な松材を守るため、県内では被害発生メカニズムに対応した様々な方法で防除を行っています。

松くい虫被害、松枯れの主な原因としては、松枯れを起こす犯人と言えるマツノザイセンチュウ（以下、センチュウと言います）、この体長1ミリにも満たない外国か

らやってきた寄生虫で、足も羽もないため、自ら松から松へ移ることはできません。松枯れが伝染病のように広がる原因は、このセンチウという寄生虫を運ぶ共犯者の昆虫がいるためで、それがマツノマダラカミキリ（以下、カミキリムシと言います）、このセンチウとカミキリムシが共生関係、つまり助け合って発生する松の伝染病です。

地域によって多少の発生時期は異なりますが、一般的には6月下旬頃、枯れた松の中で成虫になったカミキリムシの体に多数のセンチウが寄生し、松から松へ飛んでいき、カミキリムシは松の若枝を食べ、その食べた傷からセンチウが樹体内に侵入して感染させます。衰弱した松は、カミキリムシの絶好の産卵対象木となり、ふ化した幼虫は松の栄養を餌にして成長します。一方、衰弱した松の中でセンチウが増殖し、松やにが止まり、葉の変色が起こり、結果、松は完全に枯死します。翌年の春にカミキリムシはさなぎになり、羽化した成虫にまたセンチウが寄生し、松くい虫被害が繰り返されます。

本県での松くい虫被害は、昭和57年ににかほ市で初めて確認されて以来、区域が拡大し、平成24年には県内全域で被害が確認されております。その後、被害量は平成14年をピークに減少傾向にありましたが、令和5年度の夏季の高温と少雨により樹勢の衰えと松枯れを引き起こすとされているカミキリムシとセンチウの動きが活発であったことから被害の拡大が続いております。

令和5年度の全国の松くい虫被害は、前年度比で127パーセントの約31万立方メートルで、12年ぶりに増加し、本県の被害状況を見ても1万7,923立方メートルと前年より16パーセント増加しています。

本市に隣接する潟上市の秋田天王線、通称出戸浜バイパスでは、道路の両側にある松の木が広範囲にわたって松くい虫被害を受け、大がかりな伐採作業が行われております。県の調査によりますと、ここの被害状況は3,411立方メートルに及んでいるとのことで、前年度が3,061立方メートルだったので約300立方メートル被害が拡大したことになります。さらに、その被害は天王グリーンランド裏手から船越方面に被害が進んでいるのが確認できております。

市民の憩いの場となっている船越近隣公園には立派な松の木がありますが、現在でも薬剤散布や樹幹注入などの防除対策は行われているのでしょうか。一度松くい虫被

害に遭った松には、治療方法がないため、確実に枯死することです。

本市には沿岸部から内陸部にも松があるので、市民生活にとって防災や保養と重要な役割を担っている松林を将来にわたり健全な状態で残していくためにも、防除対策を適切に実施していくことが必要と考えます。そこで以下質問いたします。

一つ目として、本市における松くい虫の被害状況について、どの程度の調査を実施した上で現状把握に努めているのか。

二つ目として、枯れた松は被害が拡大しないように適切に処理されているのか。

三つ目として、松くい虫の駆除方法は、どのように対処しているのか。

四つ目として、松くい虫対策における今後の具体的な考えについて、及び県を含む近隣市町村との連携した取組の考えについて伺います。

次に、2点目の質問は、新卒者等の就業支援策についてです。

この質問については、私はあえて「新卒者」という言い方でなく、「新卒者等」と言っておりますが、これは高校、大学などを卒業した新卒者のほか、現在、市内で仕事を探している人やAターン等で地元に戻ってきた人、それ以外の一般の人が仕事を頑張りたいという人を含めている、そういう意味で「新卒者等」という言い方にしました。

それでは、本市の就業支援対策について伺います。

雇用情勢はここ数年において全国的に売り手市場と言われる状況ですが、地元の将来性のある中小企業等では、若手人材の確保に苦戦するというミスマッチが起きていると言われております。新聞報道等の情報においても、世界経済が好調であることから、大手企業が人材獲得に力を入れていることや、一度は都会に行って働きたいという若者が多いことも影響していると思われます。

学生の就職活動を支援するため、全国でも各自治体では様々な就労支援を実施しております。本市でも地方就職学生支援金のように、県内就職を希望している大学生の就職活動に要する交通費の一部支援やハローワークの大学等を卒業予定の学生・生徒を対象とした新卒応援ハローワーク事業などの就職支援があります。

そのほか、現在、本市で行っている就業や仕事に役立つ資格等の取得に要する費用を助成する男鹿市就業資格取得支援助成金交付事業があります。

これらの助成金についても拡充するなどの見直しが必要な時期と私は考えておりま

す。これからの未来を担う新卒者等に対し、本市にしかない、地域に密着した企業のすばらしい就業情報を、できる限り発信すべきではないでしょうか。

そこで、新卒者等に対する就業支援について、本市としてどのように取り組んでいられるのか伺います。

また、就職内定率のほかに定着率も同時に注視しなければならない指標と思われます。せっかく就職しても数年で退職することになってしまつては、この問題の根本的な解決には至りません。定着率が高いということは、よい職場、よい環境があるということにつながっており、同時に、市外に行くことなく本市に残って頑張っている若者に対しても大きなメリットがあると思いますが、定着率についてどのように考えているのか、以下質問いたします。

一つ目として、新卒者等の就業支援については、どのように取り組んでいるのか。

二つ目として、男鹿市就業資格取得支援助成金交付事業について、この助成金をさらに拡充するなどの見直しをする考えはないか。

三つ目として、新卒者等の定着率に関する状況把握及び市の見解について伺います。

次に、3点目の質問は、遺贈寄附の受入れについて伺います。

遺贈寄附とは、自分の死後、自治体やNPO法人、学校法人などの公益団体へ自分の遺志や相続人の意思で財産を贈ることです。

最近、自分の死後に、生前住んでいた自治体や地域の団体に財産の寄附をして、まちづくりなどに役立ててほしいという考えをお持ちの方がいるそうです。自身の死後でも社会に貢献したいという気持ちを持たれることに心から敬服いたします。

また、昨年4月1日から相続登記が義務化されたこともあり、今後は遺贈寄附に関する相談等が増えることが予想されます。

遺贈寄附の特徴として、一つに財産の使い道を自分で選ぶことができるということです。被相続人が生前に遺言書を作成していない場合、残された財産は基本的に法定相続人に引き継がれます。法定相続人がいない場合、その財産は国庫に入ります。いずれの場合も、使い道については引き継ぐ方に一任することになります。

一方、遺言書を作成することで財産を誰に引き継ぐか遺贈先を指定できます。遺贈先に特定の活動に取り組む団体を指定することで、財産の使われ方も選ぶことができ

と言えます。つまり、財産の使い道がある程度自分で決めることができるのが遺贈寄附の大きな特徴です。

そのほか、生前に使いきれなかった財産を亡くなった後に寄附するという仕組みで、契約ではありません。お金を残すことを約束したわけではないので、たとえ亡くなった時点で遺贈するとしていた財産がゼロになっても問題にはなりません。そのため、老後のお金を心配せずに日々の生活を安心して暮らすことができるという特徴もあります。

遺贈により相続人が取得した財産は、基本的に相続税の負担が必要ですが、NPO法人等の場合、原則として相続税は課税されません。遺言によって寄附すると、その分だけ相続税が課税される財産を減らすことができるため、相続税の節税にもつながります。また、寄附先が国や地方公共団体、特定の公益法人、NPO法人などの場合には、被相続人の生前の所得税を納税するために相続人が行う準確定申告の際、遺贈した金額を寄附金控除の対象にすることができるので、所得税の節税にもつながります。

全国では一部の自治体で、そのような気持ちをお持ちの方のために相談窓口を準備したり、さらには遺贈希望者の意向が円滑に実現できるよう、金融機関や民間会社と提携することにより、手続等に関する相談や遺言書作成の手助けを行える体制を整えている例もありました。

ただし、行政サービスではないので利用料は発生するようですが、生前に手続を完了しておくことで、相続人の方が行う手続はないようです。

この動きは、制度は異なりますが、自治体を応援するという点では、ふるさと納税と気持ちは同じと言えるのではないのでしょうか。遺贈寄附の意思の方がいるのであれば、その手助けや受皿は必要です。しかし、人生の終わりをきっかけとする寄附でありますので、ふるさと納税のような積極的なアピールではなく配慮が必要とも考えられます。

相続、遺言という慎重を要する一面はありますが、市民に比べて圧倒的に専門知識を有する立場である行政という立場を生かして、遺贈寄附の受入れ体制の整備、一歩進めた民間企業との提携等についてどのように考えているのか、以下質問いたします。

一つ目として、高齢者世帯、一人暮らしの方が増加する中で、本市において財産を遺贈寄附したいとの相談等はなかったものか。もしあったならば、どのように対応したのか。

二つ目として、遺贈寄附の受入れ体制の整備及び民間企業との提携等の考えについて、市の見解を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 鈴木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、松くい虫対策についてであります。

本市の松くい虫被害は、職員のパトロールや住民からの連絡等により被害状況を把握しており、平成12年度の5,815立方メートルをピークに、平成25年度には160立方メートルと大幅に減少したものの、最近では、令和2年度が693立方メートル、令和5年度には1,231立方メートルと増加してきております。

対策としては、「マツノマダラカミキリ」を殺虫する薬剤散布や、松の幹に薬液を注入し「マツノザイセンチュウ」の侵入を防止する樹幹注入などの予防方法があります。

また、被害木については伐倒駆除を基本としており、必要に応じて伐倒した被害木を細かくチップ化する「破碎処理」や、密封したビニールシート内で切断した被害木に薬剤を浸透させる「くん蒸」により被害の拡散防止に努めております。

本市では、これまで船越海岸及び若美オートキャンプ場周辺の松林において、継続的に薬剤散布を実施するとともに、景観や安全面に支障がある道路沿線の被害木を中心に、伐倒駆除を行ってまいりました。

現在、松くい虫の被害は海岸線の防風・砂防などの公益的機能を担う松林に多い状況で、議員御指摘のとおり、出戸浜など本市近隣の海岸沿いで甚大となっております。

このため、昨年11月に国、県、近隣市町村、森林組合で構成される「森林病虫害等防除秋田地域連絡協議会」が開催され、防除の円滑な推進のため、被害の状況や防除計画等を共有したところであり、この中で県では、令和5年・6年の被害拡大は一

昨年夏の高温少雨により樹勢が衰えたことや、温暖化により「マツノザイセンチュウ」の生育期間が長期化したことが要因であると分析しております。

市としましては、引き続き、近隣市町村や関係機関と連携しながら、景観や防災等の公益的機能を担っている松林を将来に残していくため、来年度予算を倍増し、被害木の伐倒駆除を重点的に行うとともに、市内各所にある古木・名木や公園施設等の守るべき松の木約580本に対し、樹幹注入による予防保全を継続的に実施するなど、徹底した防除対策を講じてまいります。

御質問の第2点は、新卒者等の就業支援策について、まず、その取組状況についてであります。

本市が、秋田市及び男鹿潟上南秋地域の18の高等学校を対象に実施した調査結果によりますと、昨年3月卒業の本市出身の高卒者136名のうち、就職希望者は44名で全体の32パーセント、進学希望者は91名で67パーセントとなっております。

就職希望者のうち、実際に就職が内定した方は42名で、就職先は、市内企業が12名、市外の県内企業が18名、県外企業が12名となっております。

高卒時点で、市内企業への就職が就職希望者全体の27パーセントにとどまっていることから、市では、高校生が地元企業の魅力に触れ、各業界への理解を深めることを目的に、ハローワークや商工会と連携しながら、就職希望の2年生を対象に、体験型の企業説明会「なまはげジョブフェス」を開催し、地元企業の担当者から直接取組を学ぶ機会を提供しております。

昨年度、今年度と2年続けて実施しましたが、生徒のみならず、進路指導の先生方や参加企業からも好評を得ており、来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

また、御承知のとおり、市内では、本年4月以降、旧野石小学校を活用したパック御飯製造工場や鵜ノ崎海岸のリゾート宿泊施設、さらに男鹿駅周辺のホテルなど、大規模な雇用を伴う新規開業が続々と見込まれており、地元での就職先の選択肢が一気に拡大してまいります。

これを踏まえ、市では、進出企業の採用計画に即した人材の確保に向け、高校・大学へのセールスや各種就職フェアへの同行、県が都内に開設している「アキタ・コア

ベース」での市独自の移住定住相談会の実施など、地元企業の伴走支援を積極的に進めており、こうした取組を通じて、高卒者、大卒者及び既卒者の地元企業への就職を後押ししてまいります。

さらに、来年度においては、大学生等の市内企業への就職を促進するため、市内企業が実施するインターンシップへの参加や就職活動に要する交通費等への助成、市内に立地する企業等の雇用関連情報の発信など、支援策の強化を図るための関連事業費を当初予算案に計上しております。

市としましては、こうした取組を通じて、一人でも多くの若者が地元で頑張っている企業に目を向け、就職に結びつくよう、関係機関と連携し、きめ細やかなサポートに努めてまいります。

次に、就業資格取得助成金交付事業についてであります。

本事業ではこれまで、職に就いていない求職者のみを助成対象にしてまいりましたが、今年度からは、リスキリングによる在職者の賃金収入の底上げを支援するとともに、特に人材が不足している業種への適切な労働移動を後押しするため、市内事業所に勤務する在職者を対象に、建設や運輸、介護や福祉をはじめ、IT・デジタル関連の資格や免許を取得する場合も助成することとし、制度を拡充したところであります。

さらに、来年度は、市内事業所の人材確保を応援するため、市外事業所から市内の事業所に転職を希望する方にも助成の対象を広げる考えであります。

市としましては、雇用の動向や就業者のニーズ等を踏まえ、適宜見直しを行いつつ、市内事業所における必要人材の確保を引き続きサポートしてまいります。

次に、新卒者等の定着率についてであります。

全国的な雇用情勢としましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化と人手不足を背景に、求人数より求職者が少ない「売り手市場」となっており、企業側の新卒採用は難しさが増してきております。また、各業種での大幅な賃上げや就業環境の改善の動きなどを踏まえ、より条件のよい企業への転職者の数も増加傾向にあり、入社から数年以内で離職した若者を対象とした「第二新卒市場」の動きも活発になっております。

こうした中、全国的には、新規学卒者の3年後離職率は、この30年間、高卒、大

卒とも3割から4割台で推移しており、本市を含む秋田労働局管内においても、令和2年3月卒で高卒が30.7パーセント、大卒が32.6パーセントと、全国とほぼ同じ傾向となっておりますが、足元では建設、運輸、宿泊や医療・福祉など、市内の主要産業や生活を支える業種で人手不足感が高まっており、必要人材の確保の観点から、新卒者のつなぎとめが重要となっております。

このため、さきに御紹介した「なまはげジョブフェス」では、就職活動に臨む高校生にそれぞれの業界や地元企業の魅力をよく理解してもらい、そのニーズに即した企業情報が提供されるよう配慮しながら、新卒者と企業とのマッチングの促進に努めております。

さらに、現在の物価高騰下における賃上げ原資の確保に資するため、市では、省エネ設備への更新や設備導入に対する支援にも取り組んでおり、国や県においても、事業費補助や税制支援の各種メニューを用意し、中小企業における賃上げや生産性向上の取組を後押ししております。

必要人材の獲得や定着のためには、こうした行政支援ももちろん必要ではありますが、何よりも処遇改善や社員の成長を後押しする仕組みのほか、共感を呼ぶ企業理念の共有など、社員が誇りとやりがいをもって安心して働ける環境をつくるための経営努力が欠かせません。

市では、市民や男鹿のファンの方に「このまちに住んでみたい、このまちで一生を終えたい」と思っただけできるよう、職員の行動指針「なまはげの里フィロソフィ」を策定し、理念の共有と全庁的な挨拶運動に継続的に取り組みながら、よりよい職場づくりに努めており、こうした取組が広がることで、地域全体で良質な企業文化が醸成され、ひいては離職の防止や人材の地元定着につながることを期待しております。

御質問の第3点は、遺贈寄附の受入れについてであります。

遺贈寄附は「人生最後の寄附」として、亡くなった後に自治体や団体等の第三者へ財産を寄附するもので、近年、社会貢献に対する意識の高まりから、自分の遺産を遺言や信託を使って家族以外に残す手段として注目されております。

本市における過去5年間の相続に関連する寄附は2件、金額は15万円で、いずれも市外在住の御遺族が、故人の遺志を受け、ゆかりのあった本市へ寄附したもので、一般寄附金として受け入れているほか、今年度は、行政書士から遺贈寄附の相談が2

件あり、納入手続などについて案内した事例があります。

また、本県では、秋田銀行をはじめとする金融機関が、県内の大学や日本赤十字社、秋田市と提携し、遺言代用信託を通じて相続財産の寄附受入れに取り組んでおります。

高齢化が進んでいる本市においては、今後こうした遺贈による寄附の相談が増えることも予想されますので、寄附される方の社会に貢献したいという思い、本市を応援したいという遺志に、しっかり応える意味からも、手続の窓口の明確化やスムーズな対応など、遺贈寄附の受入れ体制の整備について調査・検討してまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。3番鈴木議員

○3番（鈴木元章議員） 答弁非常に詳しく、私の聞きたいところ、全てほとんど丁寧に答えてもらったので何もないと言いたいところですが、若干ですけれども、ちょっと確認の意味でお願いいたします。

本市では、松くい虫防除に対しては、定期的にちゃんとやっているということも先ほど答えておりました。船越の松、本当に立派なものなので、中にはやっぱり、あっそろそろ危険だなというのものもあるみたいなので、今後も引き続きしっかりとやってほしいですけれども、ただ、私、この前天気の良いときにマリンパークのほう、みなと病院の後ろのほうをぐるっと散歩がてら歩いたところ、あそこにも松の木が並んでいるわけですけれども、既にピンクのテープが貼られているので、もう確認しているわけですけれども、うちのほうでは、あの広場を使った日本海花火とか大きなイベント等あるので、やはり観光客、最近あそこにスマホを持ちながら散歩する観光客の姿も見かけるので、その辺の処理というのは、これは県のほうに任せてやるのか、それとも、できるだけ早期に、予算はかかりますけれども、先ほどの答弁では、予算も来年また大きく盛ってやるということなので、その辺だけちょっと今後の動きについてお知らせ願いたいと思います。

あと、先ほど詳しくいろいろ防除策を述べていましたけれども、今後、市民にどのように、今、男鹿市でもこういうふうな心配があるのでということ、あまり市民を不安にさせるような答弁はいけませんけれども、そのような周知についてどのように対応していくのか、そこをお願いします。

それと、2点目の新卒者等の就業支援については、本当に私、実はこの答弁内容を聞いて納得いたしました。と申しますのは、当初私がこの質問をしようとしていろいろ調査している段階では、今回の新年度予算の概要等にも、新しく新設・拡充された事業の内容について知りませんでしたので、今回答弁を聞いてよく分かりましたので、非常にいいことだと思います。

ただ一点だけ、今後、うちのほうは男鹿工業高校、海洋高校が一緒になって、さらにまた地元の高校生が来ますけども、先ほどの答弁内容でもいろいろ述べていましたけれども、やっぱり生徒の数は、残念ですけども年々減っているのが現状ですので、さらに頑張ってやっぱりさらなる助成金の拡充を、まず今回も拡充されているのは分かりましたけれども、やっぱり検討してほしいと思います。これについては答弁は要りません。

あと、最後の遺贈寄附について、これもよく分かりました。ただ、私も年に数回、社会福祉協議会等と共同して相談会業務をやっているわけです。やっぱり市内にいらっしゃるお年寄りの方が結構多いんですけれども、その中の相談内容がほとんど今は相続と遺産分割、もう若い人いないから、残された我々何とすればいいかとか、亡くなったじいさんのときの土地とか不動産についてどうすればいいかというふうな質問が非常に多いです。そんなときは私どもも司法書士や行政書士、それから必要であれば裁判所等を紹介はするわけですけども、やはり先ほどの答弁にもありました窓口の明確化やスムーズにということで、今後、調査・検討していくということですけども、これはやっぱりぜひその点については、行政の専門家である誰でも気兼ねなく行けるといふような体制を早期に考えていく必要があると思います。

あと、議長、だから最初の松くい虫のところだけ。

○議長（小松穂積） 窓口のほうはいいですか。

○3番（鈴木元章議員） 窓口は調査・検討していくということなので、今聞いても具体的にどこの部署でということはないと思いますので、そこはまず結構ですけども、その辺も十分、本当に市民の中では、相続、遺贈のことね、すごく悩んでいる人というのが多いということ、それをお伝えしたいと思います。お願いします。

○議長（小松穂積） 杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） お答えいたします。

マリンパークの松くい虫被害につきましては、管理者である県と随時被害の情報を共有しまして、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。3番鈴木議員

○3番（鈴木元章議員） 今、部長からも県と連携していくということで。ただ、県だけじゃなく、例えば近隣市町村、潟上市とかそういうふうな近隣のところとの情報交換とかっていうのはないのか。というのは、これ私、こういうふうな質問すれば記録残るの非常に心配なんですけども、実は今回私この調査をする時点で、私の知り合いの潟上市の議員に、今、潟上大変だけどもどのように対応しているのか知りたいので一緒に行きたいなって言ったら、いやあ元章さんあれだ、俺調べておくからということで、潟上市の担当のほうに確認したら、潟上市では何も調査も対応もしていないということで、はっきり言えば県にお任せだっというふうなこと、私びっくりしました。そしたらそのお願いした議員も、いやあ今回それ、私もびっくりしたけども、男鹿市ではそういうこと、だから先ほどの答弁内容を見ればないようなので安心しましたので、そこだけ部長、そういった意味で、今、被害受けているところとのお互いの連携とかってあるか、そこだけお願いします。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほど市長のほうからも御答弁ありましたけれども、広域の近隣市町村の連携ということにつきましては、国と県、また、近隣市町村、森林組合で構成されております森林病虫害等防除秋田地域連絡協議会が開催されておまして、ここできちんと情報共有、連携しながら、こういった状況だということをお話して、国や県のほうとも情報共有して、こういった対策をしていこうということで連携して取り組んでいるところでございます。

市単独といたしましては、先ほど議員のほうからお話ありましたように、新年度、令和7年度には枯損木被害、伐倒のほうですけども、これについて今年度の四百何十万から一千万ちょっとかけて、市で独自でこれを調査して、市の所有林ですとか、あるいは道路沿線上の景観保全のため、また、危険な木については積極的に枯損木の伐

倒処理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 3番鈴木元章議員の質問を終結いたします。

○3番（鈴木元章議員） ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 次に、14番小野肇議員の発言を許します。14番小野議員

【14番 小野肇議員 登壇】

○14番（小野肇議員） 皆様、お疲れさまです。市民クラブの小野肇です。

傍聴席の皆様、日頃から市政に関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。

一般質問も2日目となり、本日最後の登壇者となります。お疲れのところ、もうしばらくお付き合い願いたいと思います。

また、今3月定例会での一般質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、地方自治体は、医療、介護などの社会保障、子育て支援、生活困窮者支援、貧困対策、環境問題、地域交通の維持・確保、空き家対策、地域活性化、地域社会の維持・再生、そして近年多発している災害対策など、その果たす役割は拡大しています。

その反面、公共サービスを担う人材不足は深刻化している中、人口減少対策に加え、物価高、デジタル化、脱炭素化などの新たな重要課題にも取り組んでいかなければなりません。

現在、国会では令和7年度予算が審議されておりますが、市民の皆様に必要な行政サービスを、安定的に提供していくための持続的な地方税財政の充実強化に万全な対策を講ずることを強く望むものです。

それでは、通告に従いまして大きな項目三つの質問をいたします。その際、ほかの議員の皆様の質問と重複する質問もあるかと思いますが、私の考えや思いもありますので御理解いただければと思います。

初めに、下水道事業の維持管理についてです。

1月28日に埼玉県八潮市で道路が陥没し、トラックが落下して運転手を取り残される事故が発生し、1か月が経過いたしました。現在も不明者の搜索活動が続いており、近隣住民の避難や固定電話の不通、水道水の濁りなど、周辺に大きな影響を与

え、約１２０万人の市民に対し、下水道の使用の自粛もお願いしました。不明者の一日も早い救出を願うとともに、救出に御尽力されている方々に敬意と感謝を申し上げます。

道路陥没の原因については、今後の調査で判明すると思いますが、今のところ、下水道管の破損が原因と見られることから、国土交通省は１月２９日に大規模な下水処理場や下水道管を管理する都道府県に緊急点検を要請しました。

秋田県内には該当する下水道管はないものの、県では秋田市の主要道路に埋設されている７か所の下水道管の目視による自主点検を行いました。点検を実施したのは、布設から４０年以上が経過し、直径２メートル前後で延長距離９．３キロメートルの区間で、その結果は一部腐食している箇所はあったものの、陥没事故につながるような大きな腐食は見つからなかったと報告しております。

また、緊急点検は一部の実施であることから、２０２５年度以降にカメラを入れて、より長い区間を調査することを検討していると話しております。

本市では公共下水道の処理方法として、雨水と汚水を分離して処理する分流式を採用し、３市４町１村による秋田湾雄物川流域下水道の臨海処理区関連公共下水道として、秋田市向浜の流域下水道の終末処理センターで汚水を処理しております。

事業着手は昭和５３年の船越地区からで、脇本、船川地区へと事業を拡張し、若美地区では昭和６３年度に事業着手しました。本市の排水事業は、ほかに農業集落排水や漁業集落排水がありますが、併せて令和２年に概成となっていると伺っております。

埼玉の事故を踏まえ、これからの下水道事業の課題である施設の老朽化や耐震化、また、日常の維持管理について、以上を踏まえ、以下質問いたします。

（１）道路法では占用物件に起因して、道路の構造や交通に支障が生じることを防止するため、道路占用者は占用物件を適正に維持管理することとなっているが、今回の埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、企業局では臨時の管路の点検や施設の維持管理等の見直しを行ったか。

（２）平成２７年の下水道法改正により、管路のうちコンクリート、その他腐食しやすい材質で作られているもので、下水の流路の勾配が著しく変化する箇所、または下水の流路の高低差が著しい箇所、伏越室の壁、その他多量の硫化水素の発生により

腐食の恐れが大きい箇所については、５年に１回以上の頻度で点検をするとのことですが、本市の２００キロメートルを超える管渠と多くのマンホール設備において、腐食の恐れのある箇所がどの程度あるのか。また、点検後の対応についてはどのように考えているか。

（３）高度成長期以降に集中的に整備されたインフラは、加速度的に老朽化しております。本市の下水道事業も、また同様ではないでしょうか。標準耐用年数５０年を超える管渠はないと思われませんが、今後１０年間で多くの管渠がその対象になるのではないのでしょうか。トラブルを未然に防ぐために、管渠や処理施設の定期点検と対策を講じる「予防保全」が重要と思うが、市の取組についての考えはどうか。

（４）国では国土強靱化推進会議において、上下水道などインフラの老朽化対策を柱に据え、重点方針を基に６月頃に実施中期計画を策定するようであります。それを踏まえ、本市の計画も見直しになると思われませんが、老朽施設の更新と同様に施設の耐震化も挙げております。現状における本市の更新計画の見通しと財源確保についてのお考えはどうか。

（５）生活排水処理事業は、職員数の減少、施設の老朽化、料金収入の減収が大きな課題となっております。そこで、秋田県では官民連携や広域化・共同化の推進による経営改善を進めていると伺っております。

本市では、令和４年度から管路及びマンホールポンプの点検、保守等の業務を県や他市町村と共同発注していますが、その取組の成果や見直しが必要な業務及び費用対効果について伺います。

次に、二つ目の本市の環境対策についてです。

環境問題は様々な要因があり、私たちの生活に密接に関係しております。

最近では、温暖化などの環境変化が農業や漁業に大きな影響を与えており、世界は今、地球沸騰化時代に突入したと指摘されております。

そのことを裏づけるように世界気象機関は、２０２４年の世界の平均気温が観測史上最高となり、最も暑かった２０２３年を上回るとの予測を公表しました。

国連のグテーレス事務総長は声明で「人類は地球に火をつけ、その代償を支払っている」と述べ、気象変動対策の遅れに危機感を示しました。

環境問題は地球温暖化だけでなく、海洋汚染、水質汚染、大気汚染、森林破壊が最

も大きく取り上げられております。環境と経済は両立が必要と言われておりますが、温暖化に限らず、環境を軽視し、経済を優先することで、我々の健康や周囲の環境に重大な被害をもたらし、そのことが経済にも負の影響を与えるのではないのでしょうか。

日常的にできる環境への配慮や心がけが身近にできる環境対策と言えるでしょう。そこで、以上を踏まえ、以下質問いたします。

(1) 市では2023年2月24日に、2050年までに市内で排出する二酸化炭素の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。実質ゼロに向け、地球温暖化対策実行計画を策定しましたが、その取組はどの程度進んでいるのでしょうか。

また「ブルーカーボン」の推進に取り組むとのことであるが、実施に向けた具体的な計画はあるのか。

(2) 「ゼロカーボンシティ」宣言の実質ゼロ実現に向け、化石燃料を使用する自家発電機を蓄電設備を備えた太陽光発電に更新することで、二酸化炭素排出量削減が図られると考えるが、機器の更新を計画している施設での導入を考えているか。

(3) 全国各地で有害性が指摘される「有機フッ素化合物(PFAS)」による地下水や土壌などの深刻な汚染が確認されているが、国が定めた暫定指針を超える高濃度の値が検出された地域では、その影響を不安視する声が聞かれます。

国では令和6年5月29日付で、浄水場の取水地点より上流に、「PFOS及びPFOAを排出する可能性のある工場」「PFOS及びPFOAが含まれる泡消火剤を保有する施設」「PFOS及びPFOAを含む製品を処理する廃棄物処理施設」等がない場合であっても、水源のPFOS及びPFOAが高濃度となっている可能性が否定できない状況となっていることも踏まえ、これまでPFOS及びPFOAの水質検査を行っていない水道事業者等にも水質検査の依頼をしております。

環境省のホームページに検査結果が掲載され、本市の給水栓から採水した水道水からは、当該物質は検出されていないようです。

市のホームページには、検査結果が掲載されていないようですが、公表の予定があるのか。また、水質調査の試料の採水は水源ごとに行ったのか。

(4) 男鹿市内でも「PFOS等が含まれる泡消火剤を保有する消防施設」がある

と思われるが、泡消火剤の数量や管理についてどのように行われているのか。

また、P F O S等を含有していない消火器等への代替のお願いや廃棄物の適正な処理については、市としてどのように考えているのか。

(5) 米軍基地や自衛隊基地の周辺から高濃度のP F A Sが検出されているが、これは、過去にP F A Sを含む泡消火剤を使用して消火訓練を行っていたと報道されております。

本市でもこれまで泡消火剤を使用した消火訓練を行った施設はあったのか。

(6) 2023年11月の「水銀に関する水俣条約第5回締結国会議」において、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定しました。既に使用している製品の継続使用や、廃止日までに製造された製品の在庫の売り買いに関する使用は禁止されておられません。ただし、蛍光管のストックがあっても、安定器が壊れた場合、製造が終了しているため点灯できないこととなります。

今後、LED照明への交換は、更新需要が増加することが考えられ、機器の供給が追いつかないことも考えられることから、LED照明への計画的な更新が求められます。

また、LED照明は節電効果も見込まれ、本市の歳出削減にも有効と思われます。本市における対象施設のLED照明機器への更新は計画的に行われているのか、進捗度はどの程度なのか伺います。

最後に、松くい虫被害対策についてです。

先ほど鈴木元章議員の質問の中にもありましたが、なるべく内容が重複しないよう質問したいと思います。

秋田県の「水と緑」の基本計画の計画策定の背景には、このように書かれております。「世界遺産の白神山地をはじめ、雄大で美しい自然を擁する本県では、古来、豊かな水と緑に包まれた悠久の自然と人々の生活とが一体となって、魅力ある自然と風土が形づくられてきました。これらは、先人が守り育て伝えてきてくれた貴重な財産であるとともに、未来からの預かりものであります。近年の飛躍的な社会経済の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、水辺ではホタルやメダカなどの生物が少なくなり、子供たちが気軽に遊べる小川や山野が減少するなど、私たちの周りからふる

さとの原風景が失われてきています」と記されております。

このすばらしい歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観を守り、それらを次の世代に引き継いでいくのが私たちに課せられた使命ではないでしょうか。

その中で、松くい虫による被害もまた大きな脅威ではないでしょうか。乾いて養分の少ない海岸の土壌で大きく育ち、森林を形成することができる木は、松のほかにほとんどないようです。

本市では昭和63年に初めて確認され、このことについては何度も議会で取り上げられており、「林業の振興や景観保全を目的に効果的な防除に努める」「樹種転換事業を行う」との答弁をいただいております。

県と連携して取り組む事業だと思いますが、国定公園の景観保全の観点から、現在の松枯れ対策の効果や今後の事業展開について質問します。

(1) これまでの松枯れ対策で実施した「薬剤散布、伐採駆除、樹幹注入等」の実績や効果及び今後の駆除計画について。

(2) 本市の植林の歴史を調べたところ、大正期から昭和期にかけて多くの植林を行った記録があり、特に個人で魚介類の生息や生育に好影響をもたらす海岸の魚付林として松を3,000本、杉を8,000本植栽したとの記録は注目すべきです。その松が現在も現存するかは不明ですが、残っていれば男鹿半島の雄大な海岸線に映える名木、古木や景勝地の松とも言えるのではないのでしょうか。

ほかにも景観上すばらしい松が幾つもあります。貴重な松を私たちの次の世代に引き継ぐことが必要と思うが、このことについて市の見解はどうか。

(3) 本市には天然記念物や貴重な指定木としての松は存在するのか。存在する場合、その管理はどのように行っているのか。

以上、三つの質問をもって壇上からの質問をさせていただきますが、最後に、この3月をもって退職される市民の皆様及び市職員の皆様、長い間お疲れさまでした。これまでの御功労に敬意を表するとともに、第二の人生がますます充実したものになりますよう心からお祈りを申し上げます。

御静聴ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 答弁を保留し、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 小野議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、下水道事業の維持管理について、まず、管路の緊急点検等についてであります。

市が管理する下水道管は、令和5年度末現在、総延長約207キロメートルで、このうち公共下水道が約128キロメートル、特定環境保全公共下水道が約47キロメートル、農業及び漁業集落排水が約32キロメートルとなっており、管の種類は、ビニル管、鉄筋コンクリート管などで、口径はおおむね200ミリ、最大で600ミリメートルであります。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けての緊急点検につきましては、今年1月29日付で国から下水道管理者に対して依頼があり、その対象施設は「流域下水道管理者が管理する口径2,000ミリメートル以上の下水道管路」でありました。

これに該当するような大型の下水道管は、本市はもちろん本県にはありませんでしたが、念のため腐食の恐れの大い箇所について、臨時で目視による点検を実施したところであります。

本市では日頃から、マンホール蓋やその周辺の状況確認、目視によるマンホール内部の調査、地上からカメラをマンホール内に挿入し、管渠内の状況を確認する管口カメラ調査等を実施し、腐食の有無など点検に努めております。

このたびの事故を踏まえ、国では異常を早期に発見できるよう、点検の頻度を高めたり、明確化するなど、維持管理体制の強化を考えていると伺っており、市としても国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、管路の腐食の恐れのある箇所や対応についてであります。

議員御指摘のとおり、平成27年の下水道法改正で定められた維持管理修繕基準に基づき、圧送管の吐出し先や管内貯留部など、硫化水素の発生等により腐食する恐れの大い箇所については、5年に1回以上の頻度で点検することが義務づけられてお

ります。

市内でこれらに該当する箇所は、男鹿地区公共下水道が 92 か所、若美地区特定環境保全公共下水道が 28 か所の計 120 か所で、点検により異常を把握した場合には、状況を詳細に調査した上で、マンホール蓋の交換、マンホール内部の修繕等を行い事故防止に努めております。

次に、下水道施設の管理方法についてであります。

予防保全は、施設の寿命を予測し、異常や故障に至る前に対策を講ずる管理方法であり、下水道施設を維持していく上で、事故の未然防止の観点から極めて重要な取組であると認識しております。

管路の点検管理につきまして、公共下水道においては、先ほど申し上げたとおり、腐食しやすい 120 か所にあつては 5 年に 1 回、それ以外にあつては、経過年数、管の種類、埋設箇所の地盤等を勘案して選定した 139 か所を対象に、6 年に 1 回の頻度で定期点検を実施しております。

農業及び漁業集落排水の管路については、公共下水道のように明確な基準が示されておらず、不定期での点検を実施しておりますが、今後は、公共下水道に準じ 5 年に 1 回の頻度で点検を実施してまいります。

また、処理施設につきましては、下水道施設年次計画に基づく保守点検と、機器の更新や整備によって長寿命化に努めております。

引き続き、市民が安心して使用できるよう、施設管理を徹底することで早期にリスクを把握し、管路の破損等による事故の未然防止に努めてまいります。

次に、広域連携による下水道施設の管理についてであります。

保守点検事業者の減少により、県内市町村では受注者の確保が課題となっていたことから、持続可能な維持管理体制の構築とコスト縮減を図るため、令和 4 年度から秋田県と秋田湾・雄物川流域下水道に関連する 7 自治体で協定を締結し、下水道管路の管理を民間企業に包括的に委託する取組を開始しております。

業務内容は、マンホールの蓋や内部の点検、管口カメラによる管渠内の損傷劣化等の調査点検、マンホールポンプ施設の保守点検等となっており、共同発注することで市単独での委託より年間約 300 万円のコスト縮減が図られております。

次に、下水道施設の更新計画の見通しと財源確保についてであります。

まず、更新計画の見通しであります。耐震化対策については、能登半島地震の教訓を踏まえ、昨年9月に国から、全ての水道事業者と下水道管理者に対して、災害に強く持続可能なシステムの構築に向け「上下水道耐震化計画」を策定するよう要請がありました。

これを受け本市では、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とし、まずは、男鹿みなと市民病院や男鹿警察署など、重要施設が集中する船川地区周辺を重点地区とした計画を策定し、令和8年度から耐震化事業に着手する予定としております。

また、老朽化対策については、「下水道事業経営戦略」に基づき、破損やクラック及び腐食等の発生が想定される鉄筋コンクリート管や陶管の内面をライニングする事業を、令和9年度から実施したいと考えております。

実施に当たっては、いずれも国の補助事業を活用してまいりますが、残りの財源につきましては、公営企業の独立採算性の原則に基づき、本来、経営の健全化を図りながら、料金収入をもって賄うものであります。本市の下水道事業ではまもなく、ここ数年、一般会計から年間2億円を超える財政支援を受けている状況にあります。

施設更新を進めていく上で、引き続き、国からの補助金や企業債等を十分活用してまいりますが、今後、人口減少に伴う処理量の減少や工事費等の上昇が予測される中、際限なく一般会計から支援を受けることは難しいと考えており、今後見直しを予定している経営戦略等で事業量を精査し、料金水準についても検討していく必要があると考えております。

御質問の第2点は、本市の環境対策についてであります。

まず、温暖化対策実行計画の取組状況とブルーカーボン推進の具体的な計画についてであります。

昨年度末に策定した男鹿市地球温暖化対策実行計画では、将来ビジョンとして、「地域経済循環」「次世代エネルギーの普及」「農林水産業のGX」「脱炭素観光の推進」の四つを柱に、対策を進めていくこととしております。

具体的には、多くの市民が利用する公共施設や学校のLED化、上下水道施設での高効率な省エネ設備への更新、二酸化炭素の吸収源確保として森林の整備・管理などに取り組んでおります。

また、市民や事業者が、それぞれの立場から脱炭素に向けてアクションを起こしていただけるよう、「生ごみダイエット」や「食生活ちょっどいい運動」などのシズンチャレンジや節電対策など、手軽な取組を掲載したチラシを市内全戸に配布し、計画の周知と市民の意識啓発に努めております。

一方で、公共施設や事業所への太陽光発電設備の導入、公用車を含む電動自動車の導入や充電設備の広範な整備などの取組にあたっては、多額の費用を要することから、中・長期的な視点に立って計画的に実施することが必要であり、施設の稼働状況や交付金の活用、さらにはペロブスカイト太陽電池などの新技術の進展状況等も踏まえ、導入の可能性について検討しているところであります。

また、ブルーカーボンの推進については、脱炭素の新たな取組として、来年度から民間事業者、県水産振興センター、県漁協・漁業者などの協力の下、戸賀湾でのワカメとギバサの海藻養殖による脱炭素効果を検証し、ブルーカーボンクレジットの認証取得を目指すこととしております。

漁業者が海藻を養殖することで、資源の維持・再生と同時に、脱炭素に寄与することが期待され、三方海に開かれた地理的特性を生かした取組として本市の強みとなる可能性があることから、研究・推進に力を入れてまいります。

次に、自家発電機更新時の蓄電設備を備えた太陽光発電の導入についてであります。

現在、市が管理する施設のうち、災害時にあっても継続的な電力供給を必要とする施設は、上下水道施設や病院など18か所あり、そのほとんどは軽油を燃料とする自家発電機を備えております。

そうした施設の更新に際して、蓄電設備を備えた太陽光発電に切り替えることは、自家発電機に比べて確かに二酸化炭素の排出量は削減されますが、災害時に施設の機能を一定期間維持するだけの電力供給が可能なのか、施設規模に見合ったコストであるかなど、多面的に見極める必要があります。

例えば、来年度、自家発電機の更新を計画している市民文化会館では、災害時にスプリンクラーや排煙装置などを30分以上稼働することが求められますが、蓄電設備を備えた太陽光発電では、こうした消防用設備に必要な電力を賄うことが困難であり、また、消防用設備の認定を受けた事例も全国的にほとんどないことから、防災機

能を担保するため、軽油による自家発電機を導入する予定としております。

蓄電設備を備えた太陽光発電の導入については、施設に求められる機能や経済性を十分に考慮しつつ、公共施設等総合管理計画に基づいて、工事の優先順位や財政負担の平準化を調整しながら、活用可能な交付金の有無などを含め、導入の可能性を総合的に判断してまいります。

次に、P F A Sの水質検査についてであります。

P F A Sは、有機フッ素化合物のうち、人工的に作られたフッ素が多い化合物の総称で、代表的なものとしてP F O S、P F O Aがあります。これらを使用した製品は水や油をはじき、分解しにくいという性質があるため、防水スプレーやレインコートなど様々な生活用品に広く利用されてきましたが、発がん性などが指摘されるようになり、現在、日本では、製造や輸出入が禁止されております。

P F A Sについては、空港周辺や、この物質を使用・製造していた施設に近接する河川等で高濃度に検出されたことを踏まえ、令和2年4月に水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」に位置づけられましたが、現在、検査については水道事業者が任意で行っており、水質基準として国が定める暫定目標値も、法的義務を負わない努力義務にとどまっております。

本市においては、水源付近にP F A Sの排出源となるような施設が存在していなかったことから、これまで検査は行っていないが、国から全国の水道事業者に対して実態調査への協力要請があったことから、令和6年7月に検査を実施しております。

検査は、滝の頭水源地・根木の地下水、一ノ目湧水源地、堀並びに大杉沢水源の5か所を水源とする、船越・北浦・加茂地内3か所の水道水を対象に行いましたが、いずれも機器で検出できる下限値に達していませんでした。

検査結果の公表については、検査義務項目に位置づけられていないこと、また、検査結果が機器で検知可能なレベル以下であり、問題ないことが明らかなことから公表していません。

現在国では、これまでの全国での検査結果等を踏まえ、現行の暫定目標値を、より厳しい規制の「水質基準項目」へ引き上げることで詰めの調整を行っており、令和8年4月の施行をめどに関係法令の改正作業を進めるとしてまいります。

市としましては、任意の検査については、異常が確認されない限り、殊さら公表する必要はないと考えておりますが、法改正により、水質基準項目に位置づけられた場合は、他の検査項目と併せ、速やかに検査結果を公開してまいります。

次に、P F O Sを含有する消火器・泡消火薬剤の取扱いについてであります。

P F O Sを含有する泡消火剤の保有等については、市への報告義務がないことから、数量等について調査も把握もしておりませんが、市内で泡消火剤を保有している可能性があると思われる施設に確認したところ、どの施設も保有していないとのことであります。

また、消火訓練にあたっては、これまでP F O Sを含んだ消火剤を使用したこともなく、有害物質を含んでいない消防訓練用薬剤または水を使用して訓練を実施していると伺っております。

次に、L E D照明機器への更新についてであります。大規模改修を実施した本庁舎や斎場のほか、年度末で閉校する2校を除く全ての小・中学校、男鹿市総合体育館などのアリーナや地域コミュニティセンターに併設されている体育館などで、蛍光灯からL E D照明への更新を終えております。

また、既に大手の家電メーカーも蛍光灯の生産中止を表明しており、大規模な施設ほど生産終了の影響を受けることから、来年度は、若美庁舎や男鹿市総合体育館などのアリーナ以外の部分を更新し、今後も、市民文化会館やみなと市民病院など順次更新を計画してまいります。

このほか保育園などの小規模施設では、蛍光灯の不具合が生じた段階でL E D照明に交換していることや、道路街灯では5, 587基中、7割に当たる3, 950基がL E D照明へ切り替わっていることから、全施設の正確な進捗率は把握しておりませんが、令和9年度末までには、相当程度更新が進むものと見込んでおります。

御質問の第3点は、松くい虫被害対策について、まず、これまで実施してきた対策と今後の駆除計画についてであります。

松くい虫被害の拡大・蔓延を防止する対策としては、感染源である「マツノマダラカミキリ」を殺虫する薬剤散布や、松の樹幹に薬液を注入し「マツノザイセンチュウ」の侵入を防止する樹幹注入のほか、枯れた松を伐倒し、寄生している幼虫を駆除して被害の拡散を防ぐ伐倒駆除などの手法があります。

こうした対策の実施に当たっては、国の補助事業や「水と緑の森づくり税」を活用した県事業を中心に、足らざる部分については市独自に予算化しながら対応してまいりました。

これまで、船越海岸や若美オートキャンプ場周辺の松林7.4ヘクタールを対象に重点的に薬剤散布を実施するとともに、市内各所にある古木・名木や公園施設等の守るべき松の木約580本に対し、樹幹注入による継続的な予防保全に努めているほか、既に枯れてしまった被害木については、景観や安全面に支障がある道路沿線などを中心に伐倒駆除を行っております。

こうした取組により、被害を完全に予防することは難しいものの、景観や防災等の公益的機能を担っている松林の保全が、相当程度図られているものと認識しております。

一方で、近年の温暖化の影響を受け、一昨年夏の高温少雨により樹勢が衰えたことや、樹幹内の「マツノザイセンチュウ」の生育期間が長期化したことにより、ここ数年、県内で被害が拡大しております。

市内を見ましても海岸沿いの道路沿線などで被害が目立ってきていることから、被害状況を的確に把握するとともに、近隣市町村や関係機関と連携しながら、来年度予算を倍増し、被害木の伐倒駆除と予防保全のための樹幹注入を重点的に行ってまいります。

次に、天然記念物や貴重な指定木としての松についてであります。

現在、市内に天然記念物に指定されている松はありませんが、旧若美町時代、住みよい町づくりと自然愛護の心を培うため指定した「保存樹」の中に、旧潟西中学校敷地内の「八卦の松」など3本の松があるほか、船越コミュニティセンター敷地内の「御役屋の松」や北浦の「根上り松」など、由緒ある松が市内に残されております。

これらの古木・名木の管理は、原則として所有者が行うこととしております。

なお、議員からお話がありました「魚付林」は、海面に影を落とし波風を防ぐなど海中の生育環境が安定することにより、魚介類の生息や生育に好影響をもたらす効果があるとされておりますが、本市に魚付林と称されるものが残っているのか調査しておらず、実態は把握しておりません。

市としましては、「魚付林」に限らず、先人により植林され、地域で大切にされて

きた古木・名木や、景勝地にある松について、将来にわたり健全な状態で残していけるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 議長、一問一答でお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小松穂積） それを許可します。

○14番（小野肇議員） そうすれば、下水道の事業のほうからお聞きいたします。

答弁の中で維持管理、今、道路陥没等いろいろな問題が出てきているわけですが、管理はしっかりされていると。これからも計画をもって維持管理体制の強化等を考えているというお話でございました。また、令和8年度から上水道も下水道もいろいろな計画をもってやっていかれるというお話でございましたけども、現在の企業局のこういう現業を行うガス上下水道課という課がございますけども、今言ったこの計画をスムーズにやるために、今、この課というのは課長さんが1人しかおりませんけども、果たして1人の課長さんがこの重要なインフラの管理、整備、特に今、老朽化している現代のこの中で、果たして1人でできるのか。先ほど答弁ありました維持管理も非常に重大な関心事になっているわけですが、その辺の体制のことを一つお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） お答えいたします。

この後、令和8年、9年から施設を維持していくに当たり体制的に十分かというお話でございましたけども、8年から9年、水道もそうなんですけれども、この後、計画的に事業量というものを平準化して進めていく予定ですので、ある程度そういった目安をもってやっていきますので、そういった形であれば、現在も上下水道課長1人おりますし、また、それぞれの班に班長もおりますので、十分私はやっていけるものだというふうに捉えております。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 今の体制で十分だというお話でございましたけども、事業を進めるに当たり、やはり今の課長さんの技量と、今後なるような方々の技量というのは、だんだん変わってくると思われますので、その辺、事業の量を平準化するというお話ではございましたけども、やっぱり予算を組みながらやるときに、緊急的な工事等も入ってまいりますので、そのときに臨機応変に対応できるようなそういう体制にするためにも、やはりそういう場合はその体制を強化する意味で、やはり三つの事業に一人一人課長さんをつけるというふうなところも、ひとつ念頭に置いてですね、そのときはまずよろしくお願ひしたいというところですけども、その辺のところは大丈夫ですよね。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 小野議員からは、多分ね、今のこういった事故等を踏まえて、極めて市民生活に密着したインフラの保守管理をね、やっぱりしっかりやってもらいたいという応援の、そういった御質問、メッセージだと思います。我々としてもですね、そこら辺については重々やっぱり大切にしなければいけないというふうに思っております。

ただ、これは企業局のその上下水道課、ガスの分野に限らずですね、やはり最近、様々なね、行政需要に、まあ一言で言えばいわゆるその行政需要の多様化と申しますか、様々な面で新しい対応が必要になってまいりますので、限られたスタッフの中でですね、しっかりとその持ち場、持ち場に適切な人員を配置しながらですね、いるスタッフの中でしっかりとそうした仕事が、市民生活に影響を及ぼさないような形で努力してまいりたいというふうに思っております。その一環の中で、この後も引き続き考えてまいりたいと思っております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） そうすれば、下水道の管理のほうは、おおむね、特に問題等ありませんので、この程度にさせていただきたいと思ひます。

次に、P F A S の関係の水道水の検査の公表について、企業局としては、今のところ公表をする予定はないということでございました。私言わなくても水道の検査というのは、これ義務づけられておりまして、最も基本的な、これは事業者の義務であり

ます。この検査も通常の検査と臨時の検査とあるわけなんですけども、今回はこのP
F O R、P F O Sの関係は臨時の検査になったと思います。今、厚生労働省から環境
省のほうに所管替えになったと思いますけども、この検査につきましては、水道の需
要者に対し、水質検査の結果、その他水道事業に関する情報を提供しなければならない
というふうに決められております。で、この提供しなければならないというところ
は、年1回以上、定期または速やかにその検査を容易に入手できるような方法で水道
需要者に情報提供しなさいというふうに指針に書かれております。

で、先ほど公表しないという答弁がございましたけども、この情報提供の水質検査
の、これ条例ですかね、水道法に基づく水質検査なんですけども、この文言からいく
と、容易に入手できるような方法で情報提供するというのは、今の時代、インター
ネットとかホームページとかっていうことだと思います。これやはり市民の中でも、
去年もネオニコの部分の水質検査の提供というところ、情報公開というようなところ
も、しないという御答弁がございましたけども、今回この文言を見ると、やはりホー
ムページに出すべきではないかと私は考えますけども、その辺の御見解をお願いいた
します。

○議長（小松穂積） 畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） お答えいたします。

議員から御質問のあった水質結果の公表ですけれども、これについて、法定義務の
あるものについては、これは当然今までも閲覧という形で実施してきております。

ただ、その臨時的に行うものにつきましては、これはあくまでも任意でやっており
ますので、その場合は安全の範囲内であれば、それを先ほどの答弁にありましたとお
り、殊さらにこれを公表する必要はないというふうに捉えております。

あとそれから、ホームページへの掲載ですけれども、水質検査、義務項目のありま
すものにつきましては、従来の閲覧に加えまして、令和5年3月に水道ビジョンを見
直ししております。改定しております。その中で公開していくということにしてい
ました。ただ、私のちょっと確認不足で、ホームページに上げられておりませんで
したので、その辺についてはホームページのほうにすぐ上げるような形で対応して
おりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 任意的な検査だから、臨時だからというお話だとは思いますが、水道法第24条の2、情報提供の中に「情報を提供しなければならない」とあるので、してくださいということなんですよ。そこら辺はやっぱり法を守って提供しなければならないということなので、提供しないという答弁は、私はどうかと思いますけども。提供してください。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） その法的についていいですかね、どういうふうな取扱いになっているかは、ちょっと私もそこ、正確に読んでないのであれですけども、基本的には何ら問題ないものであればね、それは公表して差し支えないと思ってます。ただ、この手のものにつきましては、様々な解釈、臆測を呼ぶ方もいらっしゃいますので、そういった点では、一定程度の配慮は必要であろうと。例えば、ネオニコの件でもですね、一部の研究者がね、殊さら国内基準をしっかりと守られているにもかかわらず、考え方が違う欧米等の基準を持ち出してきて、何かいかにもね、市民の皆さんに悪影響のあるようなものが流れているかのごとくにね、そういった、これはマスコミ報道も含めてですけども、そういった報道されますと、やはり誤解を招きかねないこともありますので、我々とすれば、しっかりと問題のないものであれば問題ないという形に対処してございますので、そういう点についてはこの後も、この今のPFOSにつきましても、この後、国のほうで多分ワンランク上の基準になると思いますので、速やかに公表してまいりたいというふうに思っております。

ネオニコにつきましても、この後そういうふうな、今、農薬の取扱いを全部見直ししておりますのでね、その結果でもってなった場合には、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、ネオニコの公表しなかった点については、いつぞやの議会のときにもお話ししましたが、秋田市がね、結果としてあれが秋田市ということがまず判明しましたけどもね、ああいう形になっておりますので、いろんな面で広域行政をやっている男鹿市とすれば、秋田市がああいう形になって、それをね、そのタイミングでもってさ

あどうだと、男鹿市はきれいだろうというふうなこともね、殊さらお話するというのもいかがかということでの公表を差し控えたという経緯がございます。いずれにしましても、こういったものにつきましては、非常に市民の関心も高いわけでございますけれども、もし少しでも気になる数値が出た場合には、市とすればしっかりと公表して、包み隠さず市民の皆さんにお伝えするということを旨として、これからも対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 １時３６分 休 憩

午後 １時３７分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） 水質検査の結果の公表等につきましては、それは水質検査計画に基づいて行ったものということで、法定でやらなければいけないもの、これについては確かに閲覧、それから公開していかなければ、それは法に触れることになるかと思っておりますけれども、水質管理目標設定項目というのは、農薬でも、それからPFOSに関しましても、これは各事業体のその水源ですとか、そういった状況に応じて検査していくものですので、それについては、これを公表しないから直ちに情報提供していないということで違反だということには当たらないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。水かけは駄目ですよ、それぞれの立場ですから。１４番小野議員

○１４番（小野肇議員） この場では、この程度にとどめますけれども、いずれ水道法第２４条の２と水道法施行規則第１７条の５の情報提供をしっかりと読んでください。

以上です。

それから、ブルーカーボンのことについてお聞きいたします。

先ほどの答弁の中で、来年度から海藻養殖による脱炭素効果というお話でございま

した。

ブルーカーボンというのは、私説明しなくても海藻とか水草の関係でクレジット、今回はクレジットですよ。削減できないところの人が、ブルーカーボンを養殖なり何なりした人のところからクレジットを買ってやるということだと思いますけども、そもそもこれを養殖でやるのでなくて、藻場を増やす、藻場を増やすんだよという考えの下で、これ養殖だと取っちゃうわけですよ、その年に。ということは、また次の年、新しくやっていくわけなんですけども。そうすると、海藻が増えていかないので、そもそもブルーカーボンを進める意義の中で、温暖化とかCO₂の削減という意味では、藻場を増やしていく活動をしてもらいたいと思いますけども、そのような考えというのはないのでしょうか。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） お答えいたします。

今回の海藻の養殖、これに関しましては、市の海洋資源、水産業、そういったものの振興にもつながる、そういった部分の効果も期待するところでございます。で、おっしゃるとおり、この海藻に関してはカーボンクレジットでいかほどのという、正直、男鹿市内で海藻をやったとしても、収入自体は、クレジット自体は大した、それは十分認識してございます。ただ、この取組によって様々な知見なり海洋情報とかそういったものを取る技術なり、そういったものにもつながっていくと考えてございます。おっしゃる藻場の形成、これに関しまして、当然今後そういった部分の取組も視野に入れて、当然様々な情報、いろんな企業さんと話しながらそういった部分にも取り組んでいければと、そのように将来的には考えてございます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 将来的に藻場を増やすことも考えていくというお話でございました。いろんな方からお話聞くと、やはり藻場を作るのは、岩場ですか、岩場を掃除して種を植え付けていくのがなかなか大変だというお話ございましたので、費用はかなりのかかるのかなとそういうふうな感じでおります。

で、この間のNHKのテレビですかね、環境活性コンクリートというのがありまし

て、それにアルギニンという海藻の成長を促進するものをつけていくと、成長がかなり、3倍か4倍くらいで成長するというようなお話ございました。それだと潜水する方が、潜ってその岩場を掃除しなくても、陸で作ったものをそのまま埋め込むような形で藻場の再生等もできますので、ぜひそういうこともですね、考えてやっていただければと思いますので、お願いというか、そういうところを見てやっていってください。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 議員も重々お分かりだと思いますけども、このブルーカーボン、なかなか、どれぐらい、まあ言ってみれば吸収量の試算ですね、このやり方が、なかなか難しいということで、日本がこの分野に関しては比較的先行しているんですけども、じゃあ世界的にしっかりとその手法が確立されて認められているかとなると、ちょっとまだ懐疑的に見られている部分もあります。今時点では、認証団体がですね、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合が、横須賀にあるところが唯一やっていますけども、要すれば今回この海藻の養殖でもってやるというのは、やる前とやった後のその違いがはっきり分かって、じゃあこの部分でどれぐらい海藻が増えたから、二酸化炭素の吸収量がどれぐらいになるということを、まずはその数式でありませぬけどもね、出し方をしっかりとまず確立しないことにはできないということでもあります。それをはっきりさせるには、やっぱり実際に海藻を養殖してやるのが非常に、まあ飼養前と飼養後といいますかね、それが分かりやすいということでやってみるということですので、本当に一般的にね、どこの誰がやっても同じような形でできると。なおかつ、森林みたいに一本の木の成長がどれぐらいだということで、すぐに計算できるものであればいいんですけども、そうでない非常に難しい面がございますので、そういった点で分かりやすいということで、まずは海藻養殖から始めてみようというふうなところでございます。国内でもまだまだ、何例かありますけどもね、岩手の洋野町ですとか、それから北海道の増毛町ですとか、長崎の壱岐市ですとか、ああいうところでいろんな海藻でも、それから藻場でもやっておりますけども、まだまだしっかりした確定したものがございませんので、せっかくの海に囲まれた、開かれた男鹿ですので、ぜひここはやってみたいということでの、まずトライアルでございますの

で、この後、藻場についてもですね、ぜひ広げていきたいと、議員の御期待にお応えできるように頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 分かりました。来年度が最初の年だということですので、効果を見極めて、その先へつながるような、男鹿市の産業となるような、そういうところにプラスしてCO₂の削減というところで、ひとつ頑張ってもらいましょう。

そうすれば、次の松枯れのことをございますけども、私も壇上からの質問の中で、やっぱり海岸に生える松ってすごくいいですね、景観上、非常に日本的だとか、非常に外国人の方もこの松を見るといいんだよなというような感じになると思うんですよ。で、私が一番今回のこの質問で問いたかったのは、男鹿図屏風って江戸時代の初期に、描かれた方は分かりませんが、男鹿の海から見た屏風があります。今、県立博物館のところにもあるわけなんですけども、五社堂とか門前、それから帆掛島とか大栈橋が描かれております。その江戸初期の屏風に、すごく松の絵がきれいに描かれているんですよ。で、私はその松を見て、この松って今も残っているのかなって思いました。で、こういう松が残っていると、我々も、この松を残して後世に伝えていかないといけないというようなことは先にお話させていただきましたけども、ぜひですね、こういう松を調べていただいて、現在も残っているようであれば守っていつていただきたいと思いますと思うんですよ。今回、松の木580本という数字が出ておりましたけども、まあ数えたんだろうとは思いますが、その中に江戸初期に描かれたような松が残っていくと非常にいいわけなんですけども、ちょっと余談になりますけども、滝の頭に菅江真澄さんが1804年に来ました。そのときの絵もありますけども、ここは杉の木ですよ。天然杉が結構描かれております。私が思うに、現存するこの杉の木もあるのではないかなと。これも調べて後世に残してもらいたいなという気持ちで今回、松枯れの中に杉も含めて残していただければなと思うんですけども、市のほうでそういう昔の絵とかに描かれたような古木とか巨木、こういうのはしっかりと守るという意味で調査なりされてこの580本があるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） お答えいたします。

長い歴史の中で学術的に貴重な樹木については、天然記念物に指定しております。ただ、今回質問のありました松については、今のところございません。松以外の樹木であれば、少し有名なところであれば真山神社のカヤの木とかですね、樹齢1,200年になるというようなカヤの木でありますけども、ああいったものは天然記念物として指定しております。今言われた屏風に描かれた松等が、今実際どうなっているかというのはちょっと今分かりませんが、今言われたことを踏まえて、もしそういったものがあるようであれば調査しなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、文化財指定につきましては、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産だということを評価して天然記念物に指定しております。そういったところで、今この場で、確かにそういう屏風には描かれていることは描かれているんでしょうけれども、我々も把握していない、一般の市民もあまり認識ないような樹木であれば、なかなか指定までにはいかないのかなというふうに思っております。いずれ議員の意見を踏まえて、しっかり調査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。松、杉、ヒノキ、いろんな木ありますけども、ぜひですね、我々の子孫に残せるようなそういう木を守って、まあナラ枯れ等もひどくなっているということもございますけども、温暖化も絡めまして、ぜひですね、そういうものをしっかりと守っていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小松穂積） 14番小野肇議員の質問を終結いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日4日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時51分 散 会